

## 屋外モデルイベント開催支援補助金交付要綱

(令和2年8月7日文化観光局長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じた上で、仙台市が所管する屋外施設において開催されるモデルケースとなるイベントに係る経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- |           |  |
|-----------|--|
| 一 補助事業者   | 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者                            |
| 二 補助事業    | 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業                           |
| 三 新しい生活様式 | 厚生労働省が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために国民の行動変容を目的として公表している日常生活での実践例 |

### (補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- 一 新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じた上で、市が所管する屋外施設において、まちの賑わい創出に資するイベントの開催を予定する団体または事業者等であること。
  - 二 新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを策定し、これに基づきイベントを開催するものであること。
  - 三 イベント開催後は策定した新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの妥当性やイベント開催にあたっての課題等について検証し、仙台市への報告について誠実に実施するものであること。
  - 四 法人格を有するものについては、市内に主な事業所を有していること。任意団体については、その代表者が市内に住所を有し、かつ、居住していること。
  - 五 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
  - 六 暴力団等との関係を有していないこと。
  - 七 宗教活動や政治活動を目的とした団体又は事業者等ではないこと。
  - 八 本補助金の申請について、仙台市と事前相談を行っていること。
- 2 前項第5号の規定は、市税の徴収の猶予が認められている場合、市税を滞納していないこととして取り扱うものとする。

(市税の取り扱い)

第4条 第3条の第1項の5号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(補助金の交付対象事業)

第5条 この補助金の交付を受けることができる事業は、市が所管する屋外施設を活用して、令和2年9月17日から11月30日までに開催されるイベントであり、次の要件を全て満たすものとする。

- 一 市民が親しみやすい企画内容であること。
- 二 市民が広く参加できること。
- 三 新型コロナウイルス感染症対策、公衆衛生及び災害危険防止等の安全対策が十分に講じられている事業で、「新しい生活様式」に即したモデルイベントの検証対象として適切な事業規模であること。
- 四 国及び地方公共団体が発出する各種通知やガイドライン等を遵守していること。
- 五 収支計画が適切であること。
- 六 宣伝、営利を目的としないこと。
- 七 特定の政党、宗教又は政治的信条を支持するものでないこと。また、特定の思想、主義又は主張の普及宣伝に利用される恐れのないこと。
- 八 公序良俗に反するものでないこと。
- 九 参加者に入場料等の負担を求めるときは、その内容が妥当なものであること。
- 十 主催者に行事を適正に実施する能力があると十分に認められること。
- 十一 市または市の関係団体から補助金、助成金、負担金等の収入がないこと。

(補助対象経費および補助対象外経費)

第6条 補助対象となる経費および補助の対象外とする経費は、別表1のとおりとする

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3/4に相当する金額とし（その額が600万円を超える場合は600万円とする。）、予算の範囲内で交付する。

- 2 補助金の額の算定において、1千円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、屋外モデルイベント開催支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、令和2年9月9日までに市長に提出

して行うものとする。

- 一 事業計画書（様式第1号の別紙1）
- 二 収支予算書（様式第1号の別紙2）
- 三 新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
- 四 会場レイアウト図
- 五 市税の滞納がないことの証明書又は申請者が市税の徴収の猶予を認められている場合は、市税の徴収を猶予している旨を記載した納税証明書（両証明書ともに申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- 六 その他市長が必要と認める書類

（審査委員会の設置）

第9条 市長は、第8条の規定による申請があった場合は、その申請内容を審査するため、審査委員会を設置する。

- 2 前項の審査委員会は、市長が適当と認める者により構成する。

（補助金の交付の決定等）

第10条 市長は、審査委員会の審査結果を踏まえ、申請の期限とした日から14日以内に、補助金の交付の可否を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、屋外モデルイベント開催支援補助金交付決定書（様式第2号）又は屋外モデルイベント開催支援補助金不交付決定書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定について条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までに屋外モデルイベント開催支援補助金交付申請取下書（様式第4号）により行うものとする。

（補助事業の変更の申請）

第12条 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合にはあらかじめ屋外モデルイベント開催支援補助金事業変更承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の変更の承認）

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助事業者に対して屋外モデルイベント開催支援補助金事業（変更・中止・廃

止) 承認通知書(様式第7号)により補助事業の変更の承認を行うものとする。この場合において、市長は必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

- 2 前項の規定による交付の決定の内容の変更を行ったとき又は条件を付したときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の届出)

第14条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、補助事業者に対して補助事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により補助事業の中止又は廃止の承認を行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- 2 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(社会情勢の変化等に伴う補助事業の中止)

第16条 市長は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による社会情勢の変化等により、必要があると認めるときは、屋外モデルイベント開催支援補助金事業中止通知書(様式第8号)により、補助事業の中止を求めることとする。この場合において、市長は必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

- 2 前項の規定による交付の決定の内容の変更を行ったとき又は条件を付したときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助事業等の遂行等の命令)

第17条 市長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

- 2 市長は補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。
- 3 前二項の規定により命令を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第18条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した屋外モデル

イベント開催支援補助金事業実績報告書（様式第9号）に次の書類を添えて、補助事業終了の日から30日を経過した日までに行わなければならない。

一 事業報告書

二 収支決算書（様式第9号の別紙1）

三 補助対象経費分の領収書の写し

※補助対象経費分…収支決算書の補助金欄に記載する費用のこと。

四 新型コロナウイルス感染症対策についての効果検証報告書

五 事業の成果物（製作したチラシ等）

六 その他市長が必要と認める書類

2 第16条の規定により補助事業を中止する場合、前項の規定による事業報告書は、補助事業の準備及び補助事業の中止までの経緯を報告することとする。

（著作権等権利の取り扱い）

第19条 補助事業者は、実績報告に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、実績報告時に仙台市に無償で譲渡するものとする。

2 補助事業者は実績報告の為に撮影した写真、作成したイラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

3 補助事業者及び仙台市以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うことを原則とする。

（補助金の額の確定等）

第20条 市長は、第18条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、屋外モデルイベント開催支援補助金確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（是正のための措置）

第21条 市長は、第18条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

第22条 市長は、第20条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第20条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、30日以内に屋外モデルイベント開催支援補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第23条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- 二 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。
- 三 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- 四 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- 五 補助事業を中止又は廃止したとき。
- 六 補助事業を遂行する見通しがなくなったとき。
- 七 その他市長が補助金を交付すること又は交付したことが不適当であると認めたとき。

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第24条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定により返還を命ずる場合は、書面により通知するものとする。

（立入検査等）

第25条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

第26条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

(委任)

第27条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化観光局東北連携推進室長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(令和2年8月31日改正)

3 この改正は、令和2年9月1日から実施する。

(別表1) 補助対象経費

	経費の種類	例
補助対象経費	感染予防対策関連経費	消毒液やフェイスシールド等の購入に係る経費、サーマルカメラ、ビニールシート等の設置に係る経費
	イベント運営関連経費	イベントの企画や広報等に係る経費
	運営スタッフ人件費	イベント運営に係るスタッフの人件費
	警備費	会場警備、参加者動線の管理に係る経費
	会場設営関連経費	ステージ、音響・照明、テント、飲食ブース等の設営に係る経費 ※屋外イベントにおいて一般的に必要なと認められる経費を超える部分は除く。
	看板製作費	会場内に設置する各種看板の製作に係る費用
	諸経費	事務局費、雑費
	第16条の規定により補助事業を中止した場合に発生する経費	市長と補助事業者の協議により、交付額を決定する。
補助対象外経費	出演料	
	運営スタッフ等の飲食代	
	イベントの運営に際して必要性が低いと判断される経費	
	公的な資金の用途として不適切な経費	